



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境 保全

• 発行 •
平成21年
1月15日

VOL.
77

行政ニュース

◆ 「緊急保証制度」における
産業廃棄物処理業の特定業種指定について

社団法人 全国産業廃棄物連合会



| | | | |
|------|---------|--------------------------|---|
| あいさつ | 年頭に当たって | (社)岐阜県産業環境保全協会理事長 坂 志郎 … | 2 |
| | | 役員一同 … | 3 |
| | | 岐阜県環境生活部長 古田 常道 … | 4 |
| | | 岐阜市環境事業部長 片桐 猛 … | 5 |

| | | | |
|--------|---------------------------------|-------------------|---|
| 行政ニュース | 「緊急保証制度」における産業廃棄物処理業の特定業種指定について | 社団法人 全国産業廃棄物連合会 … | 6 |
|--------|---------------------------------|-------------------|---|

| | | | |
|--------|------------------------------------|---------------|----|
| 振興局だより | 「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアー ～添乗レポート～ | 岐阜県飛騨振興局環境課 … | 20 |
|--------|------------------------------------|---------------|----|

| | | | |
|-------|------------------|------------|----|
| トピックス | 岐阜県で適用する最低賃金について | 岐阜労働局賃金室 … | 22 |
|-------|------------------|------------|----|

| | | | |
|-------|------------------------|-------|----|
| 協会だより | (社)岐阜県産業環境保全協会 | | |
| | 高井信夫理事が環境大臣表彰を受賞 | …………… | 24 |
| | 理事会の開催 | …………… | 24 |
| | 委員会の開催 | …………… | 24 |
| | 産業廃棄物関係法令等研修会の開催 | …………… | 25 |
| | 災害廃棄物処理等に関する研修会の開催 | …………… | 25 |
| | (社)全国産業廃棄物連合会 | | |
| | 第7回産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催 | …………… | 25 |
| | 産業廃棄物処理関係講習会の受講結果 | …………… | 26 |
| | 新規加入会員の紹介 | …………… | 27 |
| お知らせ | 産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意 | …………… | 28 |
| | 協会への入会のおすすめ | …………… | 29 |
| | 会費の納入は便利な口座振替で | …………… | 30 |
| | 電子マニフェストシステムの加入申込み | …………… | 31 |
| | 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法 | …………… | 32 |
| 編集後記 | …………… | 34 | |

| | | |
|--------------------|-------|------------|
| 表紙写真 「雪の長良川」(岐阜市内) | …………… | フォト飛水 栗本義郎 |
|--------------------|-------|------------|



年頭に当たって

理事長 坂 志 郎

明けましておめでとうございます。

平成21年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

21世紀は環境の時代である、と言われております。昨年行われた洞爺湖サミットでの主要テーマは、地球温暖化対策でした。産業廃棄物処理業界においても、全国産業廃棄物連合会で「環境自主行動計画」を策定し、CO₂の発生量を西暦2000年を基準年として、プラスマイナスゼロに抑制することとしております。目標達成には、各企業の努力が必要です。皆様のご尽力をお願いいたします。

大規模な災害が発生しますと、大量の災害廃棄物が出ます。分別、資源化、そしてアスベストなど特別なものは基準に基づいて、適正に処理しなければなりません。私ども会員には資機材やノウハウを有しており、その果たすべき役割は大きいものがあります。昨年8月に岐阜県と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、災害廃棄物処理等の協力参加を会員の方に呼びかけをいたしましたところ、166会員の方の参加をいただきました。ありがとうございました。

さて、米国のサブプライムローン問題に端を発する100年に1度と言われる金融危機は、証券大手のリーマン・ブラザーズが破綻するなど、大混乱となっています。そして、実体

経済にも大きな打撃を与え、日本の経済をリードしている自動車、家電等の大企業においても生産調整が実施されています。生産活動の縮小は、産業廃棄物処理業界の活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。大変難しい局面となっておりますが、この困難を乗り越えていただきたいと思います。

また、労働災害の防止については、法令に規定される最低基準としての災害防止だけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性を評価するリスクアセスメントに取り組み、従業員の安全な職場の確保に努めていただきたいと思います。

当協会のような公益法人は、公益法人制度改革により平成25年12月までに認定委員会の認定を受け、公益社団か一般社団に移行しなければなりません。この課題につきましては、情報収集を行い、慎重に判断をして参りたいと考えています。

循環型経済システムの一翼を担う我々業界の果たすべき役割は、益々重要となってきております。廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再利用)の推進とコンプライアンスに努め、一層の適正処理の推進を図っていく必要があります。

本年も会員の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

頌 春



年頭に当たり、平素のご支援、ご協力を深く感謝申し上げますとともに、本年も何卒よろしく願いいたします。

平成21年元旦

| | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 理事長 | 坂 志 郎 | 理 事 | 高 井 信 夫 |
| 副理事長 | 清 水 道 雄 | ” | 津 田 芳 朗 |
| ” | 後 藤 利 夫 | ” | 丁 明 夫 |
| 専務理事 | 高 木 正 弘 | ” | 丹 羽 武 |
| 理 事 | 白 井 清 三 | ” | 野々村 清 |
| ” | 金 森 茂 | ” | 野 村 清 晴 |
| ” | 兼 松 誠 吾 | ” | 萩 義 弘 |
| ” | 粥 川 長 司 | ” | 山 口 繁 |
| ” | 木 村 虎 男 | ” | 山 田 輝 幸 |
| ” | 國 本 吉 男 | ” | 山 本 数 弘 |
| ” | 清 水 利 康 | 監 事 | 大 村 辰 男 |
| ” | 杉 下 武 夫 | ” | 高 木 雅 浩 |
| ” | 鈴 村 兼 利 | | |

新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。

平成21年の新春を迎え、一言御挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、会報の発行、各種講習会の開催等による会員への情報提供など積極的な活動を展開されていることに改めて感謝申し上げますとともに、昨年とは本県との「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」締結により災害時の廃棄物処理体制を確立されたことは、被災地の早期復旧や生活環境の保全に大きく寄与することが期待されるものであり、深く敬意を表する次第であります。

さて、本県は「飛山濃水」と謳われる山紫水明の県土を有しており、我々はこの美しい自然環境を後世へと引き継いでいく責務を負っています。廃棄物の処理につきましては、従来の公衆衛生の確保や環境保全に加え、地球温暖化や循環型社会づくりが大きなテーマとなっており、廃棄物の減量(Reduce リデュース)・再利用(Reuse リユース)・再資源化(Recycle リサイクル)の3Rをさらに推進することが、天然資源の消費抑制、循環資源の有効活用及び環境負荷の低減を通じて、地球規模の課題への対処として有効であると考えております。

また、産業廃棄物処理施設の設置に関しては、従来から法令上の手続きを行う前に、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」で関

岐阜県環境生活部長 古田常道

係住民への説明、「岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱」で同意書の取得を求めておりますが、これらの制度について手続きが明確でない等の問題点が指摘されております。そこで現行制度を全面的に見直すこととし、施設設置に係る事前の手続きを透明かつ適正化して、事業者と関係住民との合意形成と地域の生活環境保全に寄与することを目的とした新たな条例の制定に取り組んでおります。

一方、産業廃棄物の不適正処理事案に対しては、未然防止、早期発見、早期措置を基本に厳正厳格に対応しており、平成19年度は、許可取消9件の行政処分を行い、今年度も既に許可取消4件、事業停止3件の行政処分を行っております。

さらに、不法投棄が疑われる場合には、職員に加え、警察官OBである廃棄物監視指導専門職や民間警備員を集中配置するとともに、監視カメラを有効に活用して24時間体制で監視を行ったり、積極的な立入検査を実施するなど、迅速、透明、かつ厳格な姿勢で、不適正行為の早期発見或いは未然防止に努めております。

排出事業者や処理業者の皆様自らが産業廃棄物の適正処理に努められることが、不適正処理の防止や産業廃棄物処理に関する信頼性の向上につながるものでありますので、今後も皆様の一層の御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々の御発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

年頭のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。

平成21年の新春を迎え、一言御挨拶申し上げます。

旧年中は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物処理行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

皆様も御承知のとおり、昨年7月に開催されました洞爺湖サミットでは、地球温暖化対策を含めた環境問題が主要なテーマになりました。本市におきましても、一昨年策定しました「地球温暖化対策指針」に基づき、省エネルギー推進事業や「マイはし運動」、「レジ袋有料化」など市民の皆様によりわかりやすい活動を通じて、市民、事業者及び行政が一体となり、「脱温暖化」への取り組みを推進しております。

また、地球環境への負荷を低減するには、私達の社会を環境を基軸としたライフスタイルや事業活動に改めることにより、資源循環型の持続可能な社会へ転換する必要があります。

このため、市民や事業者の意識改革を進めるとともに、生ごみ堆肥化推進事業、資源分別回収事業などを実施するほか、昨年度「事業系ごみ減量化基本方針」を策定し、事業系ごみの減量化に努めております。

加えて新たな分別収集の導入に向けたモデル事業として、「その他プラスチック製容器包装分別収集」を実施するなど再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。

さて、本市の大きな課題であります善商による産業廃棄物不法投棄事案につきまして

岐阜市環境事業部長

片 桐 猛

は、昨年3月25日に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に係る大臣同意が得られ、同年8月から行政代執行による産業廃棄物除去の準備工事に着手いたしました。引き続き、市民の安全・安心の確保を最優先に支障除去等事業を実施し、本事案の早期解決に向けて努力してまいります。

また、産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に対しましては、その未然防止や早期発見のため、産廃Gメンを配置して排出事業所等への頻繁な立入りを行うなど監視・パトロールに努めており、その結果発覚した不適正処理事案に対しては、市民の不信感を払拭するため、迅速、透明、かつ厳正厳格な姿勢で対応しております。

排出事業者や処理業者が法を遵守して産業廃棄物の適正処理に努められることが、産業廃棄物処理に関する信頼性の向上につながるとともに、不適正処理の防止となるものであります。

このためには、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の皆様で構成されております貴協会の果たす役割は大変大きいものと考えます。今後も、業界のリーダーとして、一層その役割、責任を十分認識していただき、産業廃棄物の適正処理の水先案内人としての役割を果たしていかれることを強く願っております。

最後になりましたが、貴協会の今後益々の御発展と会員皆様の御健勝と御活躍を心よりお祈りいたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

「緊急保証制度」における産業廃棄物 処理業の特定業種指定について

社団法人 全国産業廃棄物連合会

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会が実施いたしました「産業廃棄物処理業の景況動向調査」にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。貴協会におかれましては、相当数の会員企業様に、アンケートのご協力いただきましたことを、ここに改めて御礼申し上げます。

調査結果につきましては、「産業廃棄物処理業景況調査報告書」の通り、取り纏め、環境省へ報告したところですので。その結果を踏まえ、環境省より中小企業庁に対して、保証制度の特定業種の指定を受けるべく調整をしておりましたところ、平成20年11月7日付けの中小企業庁のプレス発表に掲載されました通り、平成20年11月14日より平成22年3月31日までの期間、産廃処理業の収集運搬及び処分業(特管含む)について、保証制度の追加指定を受けることができましたので、お知らせ致します。

※緊急保証制度の詳細につきましては、下記の中小企業庁のホームページからご覧下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081107kinkyuuHoshouSeido.htm>

平成20年11月

産業廃棄物処理業景況調査報告書

社団法人 全国産業廃棄物連合会

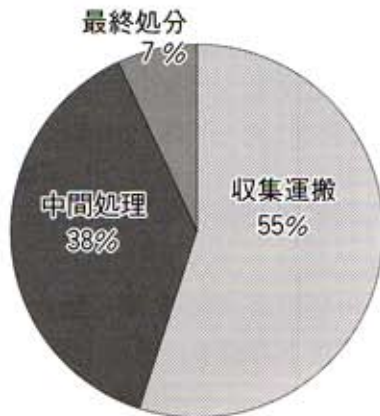
〔調査実施要領〕

本調査は産業廃棄物処理業の景況動向を把握するために、全国の協会の協力を通して、アンケートを実施し、集計したものである。

- (1) 調査対象者
無作為で20%抽出した全国の協会会員企業
全国の協会
- (2) 調査期間
平成20年9月9日～10月17日
- (3) 回答数・回答率
調査対象企業数 3,530社
回答企業数 1,172社
回答率 33%

(4) サンプル構成

① 業種別構成(複数回答)



| | 回答数 | 割合 |
|------|-------|-----|
| 収集運搬 | 1,046 | 55% |
| 中間処理 | 725 | 38% |
| 最終処分 | 133 | 7% |

② 中小企業比率(複数回答)

調査対象企業数 1,172社

調査対象中小企業数 1,044社

中小企業比率 89%

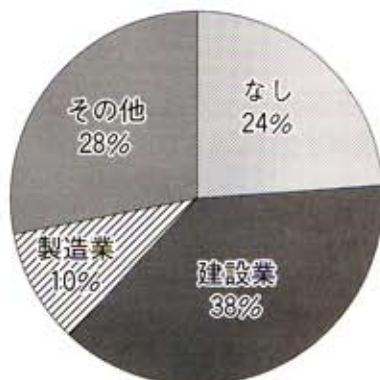
(振興財団の平成18年度の調査では約9割となっており、ほぼ同率である)

| | 回答数 | 割合 |
|--------------|-----|-----|
| 資本額5,000万円以下 | 914 | 56% |
| 従業員数100人以下 | 549 | 34% |
| その他 | 154 | 10% |

※中小企業の定義…資本額5,000万円以下並びに従業員数100人以下

③ 兼業別構成(複数回答)

兼業を営んでいる業種は、多い順に、建設業(38%)、その他(28%)、産廃処理業(24%)、製造業(10%)である。



| | 回答数 | 割合 |
|-----|-----|-----|
| なし | 288 | 24% |
| 建設業 | 451 | 38% |
| 製造業 | 121 | 10% |
| その他 | 340 | 28% |

(5) 留意事項

有効回答数とは、質問項目に対して、適切な回答が記入されている調査票であり、それらを集計の対象とする。

〔調査結果の要約〕

- (1) 売上高は、平成19年では、前年同期比が概ね横ばいであったが、平成20年では、中小企業の場合、前年同期比が3.0%減少している。
- (2) 処理量は、前年同期比が連続悪化しており、平成20年の前年同期比は、中小企業の場合、11.4%減少している。これは、セーフティネット指定基準である5%以上の減少に該当している。
また、最近1年間の処理量をみると、「減少している」と回答した企業が全体の半数を占めている。
- (3) 中小企業における石油等価格が売上原価に占める割合は、平均13%であった。石油等価格の高騰による影響は概して少ない。
- (4) 最近1年間の事業規模は、「拡大」が9%、「現状維持」が73%、「縮小」が18%となっている。「縮小」と答えた企業が、「拡大」と答えた企業よりも9%上回っている。
- (5) 退職者数は、平成20年度では、8月までの中間集計となり、判断材料とならないが、平成19年度では、前年度と比べて、1,349人(51%)増加している。
また、会社都合による退職者数は、64人(20%)増加している。
- (6) 協会を退会した会員企業数は、平成19年度では、前年度と比べて、33.1%増加している。退会理由としては、「倒産・破産」が最も多く、経営不振に伴う退会が全体の約7割を占めている。

セーフティネット5号指定基準について

●業況の悪化している業種の指定基準(① and ②)

- ①最近3ヶ月間の月平均売上高(処理量)が前年同期の月平均売上高(処理量)に比して5%以上減少
- ②最近月の売上高(処理量)が前年同月の売上高(処理量)に比して7%以上減少

●下げ止まり業種の指定基準(① and ② and ③)

- ①最近3ヶ月間の月平均売上高(処理量)の前年同期の額(量)が2年前の同期の額(量)に比して5%以上減少
- ②最近月の前年同月が2年前の同月に比して7%以上減少
- ③最近3ヶ月間の月平均売上高(処理量)が前年同期の額(量)に比して増加せず、かつ、最近月において増加していない

●原材料価格の高騰による影響を受けている業種の指定基準

- ①原油等が原材料価格に占める割合が20%以上
- ②最近3ヶ月間の月平均製品等価格(契約単価)が前年同期に比べ上昇していないこと(価格への転嫁ができない)
- ③①と②に該当する中小企業者が50%以上

1. 売上高の動向(有効回答数：744社 内中小企業数：668社)

前年度同期比(3ヶ月平均)は、全体で0.4%増加しているが、中小企業においては、3.0%減少している。中小企業の悪化が顕著である。

| | 18年6月 | 18年7月 | 18年8月 | 平均 | 単位：千円 | |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------------|-------------------|
| 全体 | 24,785,368 | 24,013,520 | 24,378,784 | 24,392,557 | | |
| うち中小企業 | 18,194,192 | 17,472,711 | 17,846,424 | 17,837,776 | | |
| | 19年6月 | 19年7月 | 19年8月 | 平均 | 前年同期比 (3ヶ月平均) | 最近月(8月) の前年同月比 |
| 全体 | 24,877,241 | 25,334,473 | 25,025,825 | 25,079,180 | 2.8% | 2.7% |
| うち中小企業 | 18,125,964 | 18,023,166 | 17,899,675 | 18,016,268 | 1.0% | 0.3% |
| | 20年6月 | 20年7月 | 20年8月 | 平均 | 前年同期比 (3ヶ月平均) | 最近月(8月) の前年同月比 |
| 全体 | 22,769,926 | 28,060,703 | 24,711,872 | 25,180,834 | 0.4% | ▲1.3% |
| うち中小企業 | 17,443,154 | 17,982,640 | 17,015,787 | 17,480,527 | ▲3.0% | ▲4.9% |

セーフティネット指定基準の判定

- ① 最近3ヶ月間の月平均売上高(17,480,527千円)が前年同期の月平均売上高(18,016,268千円)に比して3.0%減少している。[セーフティネット指定基準は5%以上減少]
- ② 最近月(8月)の売上高(17,015,787千円)が前年同月の売上高(17,899,675千円)に比して4.9%減少している。[セーフティネット指定基準は7%以上減少]
- ③ 最近3ヶ月間の前年同期の月平均売上高(18,016,268千円)が2年前の同期の額(17,837,776千円)に比して1.0%増加している。[セーフティネット指定基準は5%以上減少]
- ④ 最近月(8月)の前年同月の売上高(17,899,675千円)が2年前の同月売上高(17,846,424千円)に比して0.3%増加している。[セーフティネット指定基準は7%以上減少]

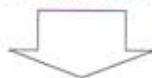
2. 処理量の動向(有効回答数：744社 内中小企業数：668社)

前年度同期比(3ヶ月平均)は、全体で3.7%減少しているが、中小企業においては、11.4%減少している。中小企業の悪化が顕著である。

| | 18年6月 | 18年7月 | 18年8月 | 平均 | 単位：トン | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|-------------------|
| 全体 | 2,100,689 | 2,359,190 | 2,012,414 | 2,157,431 | | |
| うち中小企業 | 1,665,509 | 1,784,464 | 1,629,095 | 1,693,023 | | |
| | 19年6月 | 19年7月 | 19年8月 | 平均 | 前年同期比 (3ヶ月平均) | 最近月(8月) の前年同月比 |
| 全体 | 2,058,525 | 2,071,221 | 2,126,472 | 2,085,406 | ▲3.3% | 5.7% |
| うち中小企業 | 1,637,171 | 1,603,381 | 1,584,076 | 1,608,209 | ▲5.0% | ▲2.8% |
| | 20年6月 | 20年7月 | 20年8月 | 平均 | 前年同期比 (3ヶ月平均) | 最近月(8月) の前年同月比 |
| 全体 | 1,827,277 | 2,225,644 | 1,974,603 | 2,009,174 | ▲3.7% | ▲7.1% |
| うち中小企業 | 1,418,519 | 1,505,937 | 1,351,500 | 1,425,319 | ▲11.4% | ▲14.7% |

セーフティネット指定基準の判定

- ① 最近3ヶ月間の月平均処理量(1,425,319トン)が前年同期の月平均処理量(1,608,209トン)に比して11.4%減少している。[セーフティネット指定基準は5%以上減少]
- ② 最近月(8月)の処理量(1,351,500トン)が前年同月の処理量(1,584,076トン)に比して14.7%減少している。[セーフティネット指定基準は7%以上減少]
- ③ 最近3ヶ月間の前年同期の月平均処理量(1,608,209トン)が2年前の同期の量(1,693,023トン)に比して5.0%減少している。[セーフティネット指定基準は5%以上減少]
- ④ 最近月(8月)の前年同月の処理量(1,584,076トン)が2年前の同月処理量(1,629,095トン)に比して2.8%減少している。[セーフティネット指定基準は7%以上減少]



①と②の結果より、「業況の悪化している業種の指定基準」に該当している。

3. 石油等価格の高騰による影響(有効回答数：512社)

石油等価格が売上原価を占める割合は、平均で13%となり、20%以上占めている企業数は、96社で、全体の18.7%である。

また、価格へ転嫁できていない企業数は、215社で、全体の41.9%である。

| | |
|--|------|
| (A) 調査対象中小企業数(有効回答数) | 512社 |
| (B) 石油等価格が売上原価の20%を占める中小企業数 | 96社 |
| (C) 価格へ転嫁できていない中小企業数 ※契約単価が前年同期比(3ヶ月平均)で上昇していないこと | 215社 |
| (D) (B)及び(C)の条件適合中小企業数 | 34社 |
| (D)／(A) | 6.6% |

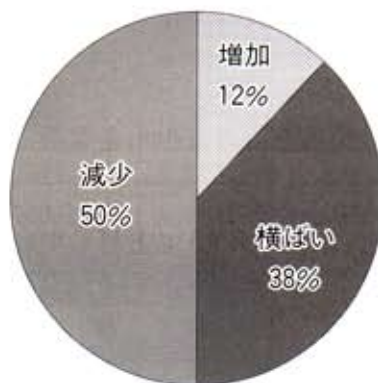
セーフティネット指定基準の判定

石油等価格が売上原価の20%を占め、価格へ転嫁できていない企業数は、34社で、全体の6.6%である。〔セーフティネット指定基準は50%以上〕

4. 最近1年間における景況の動向

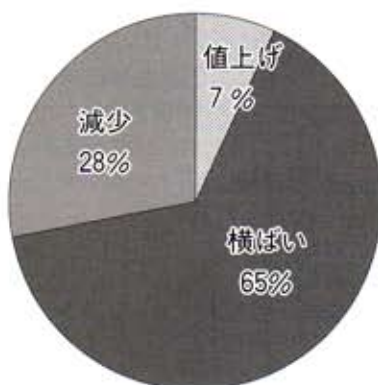
① 最近1年間の処理量の動向

ここ1年間の処理量をみると、「増加」が12%、「横ばい」が38%、「減少」が50%となり、「減少」の企業が半数を占める。



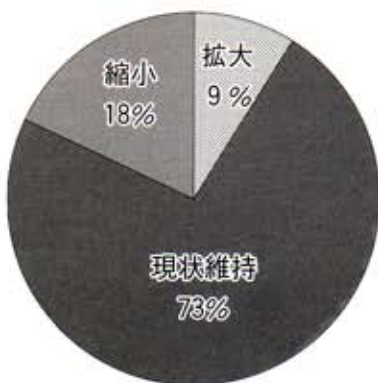
② 最近1年間の契約単価の動向

ここ1年間の契約単価をみると、「値上げ」が7%、「横ばい」が65%、「減少」が28%となっている。



③ 最近1年間の事業規模の傾向

ここ1年間の事業規模をみると、「拡大」が9%、「現状維持」が73%、「縮小」が18%となっている。

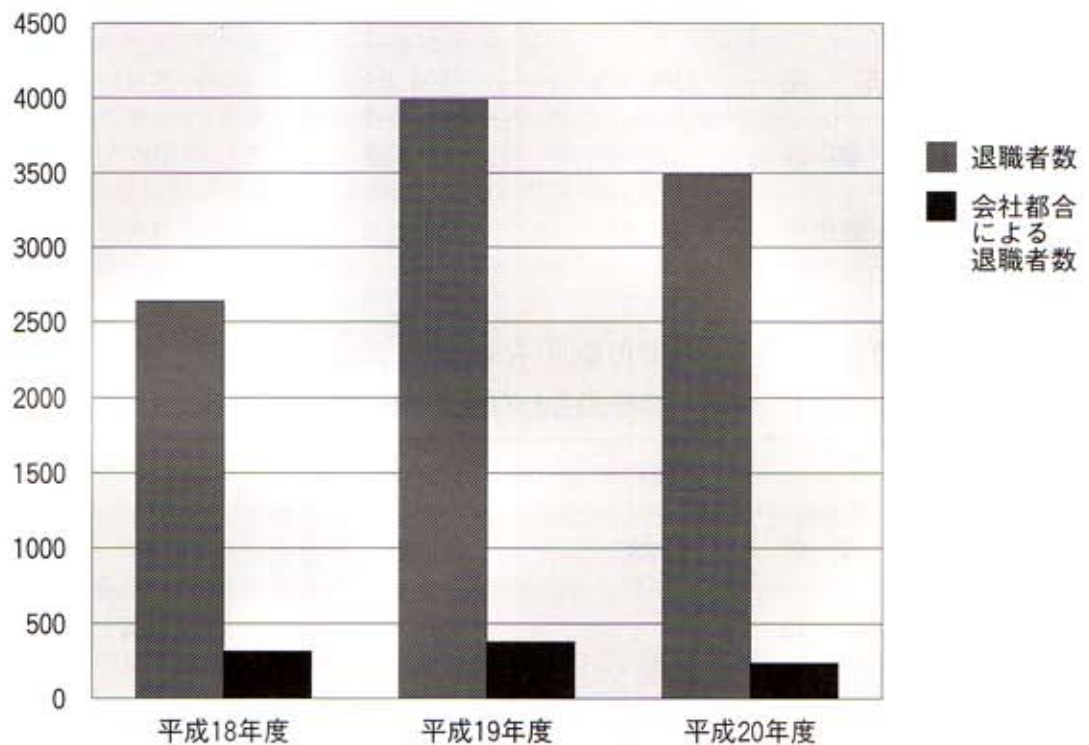


5. 最近3年間の退職者数

退職者数は、前年度と比べ、12%減少し、前年度と前々年度を比べると、51%増加している。

また、会社都合による退職者数では、前年度と比べ、37%減少し、前年度と前々年度を比べると、20%増加している。

但し、平成20年度は、8月までの中間集計である。



| | 退職者数 | うち会社都合 |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 平成18年度 | 2,639 | 315 |
| 平成19年度 (前年比) | 3,988 (51%) | 379 (20%) |
| 平成20年度 (前年比) | 3,491 (▲12%) | 237 (▲37%) |

6. 過去3年間における協会会員企業の動向

① 全企業数の動向(有効回答：45協会)

平成18年度より、協会会員全企業数が若干減少する傾向が見られる。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|----------|---------|---------|
| 全企業数 | 16,007 | 15,931 | 15,405 |
| 前年比 | (102.0%) | (99.5%) | (96.7%) |

② 中小企業数の動向(有効回答：25協会)

平成19年度において、協会会員中小企業数が減少する傾向が見られる。
また、全体に占める中小企業比率は、約96%となっている。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------|----------|----------|---------|
| 中小企業数 | 7,687 | 7,997 | 7,314 |
| 前年比 | (100.4%) | (104.0%) | (91.5%) |
| 全企業数 | 7,760 | 7,730 | 7,595 |
| 中小企業比率 | (96.2%) | (96.4%) | (96.3%) |

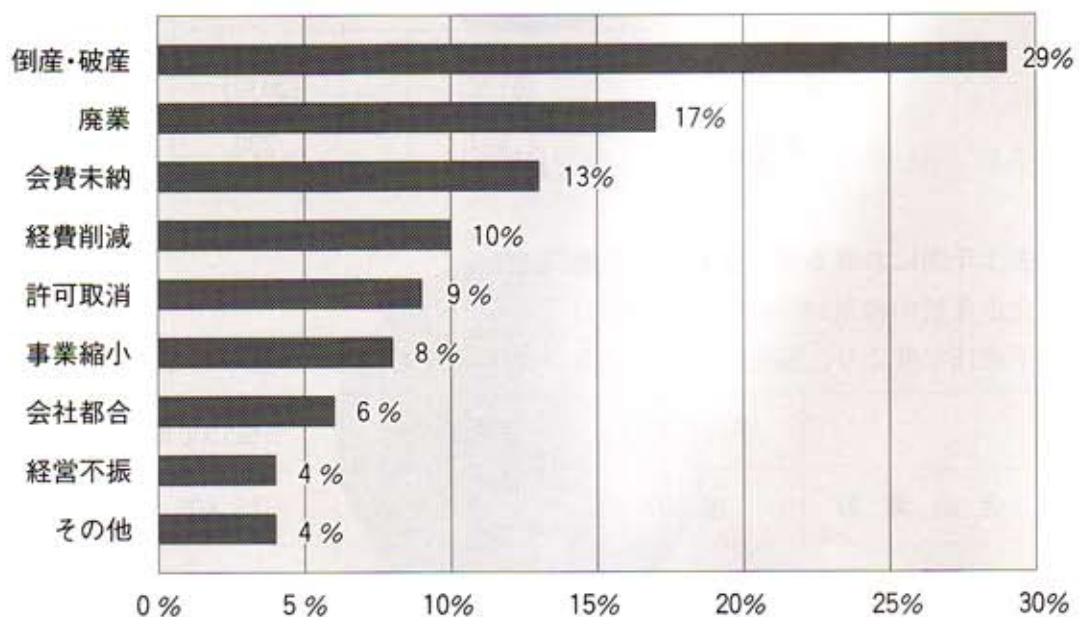
③ 協会を退会した会員企業数の動向(有効回答：29協会)

平成19年度において、協会を退会した会員企業数が、前年比で33.1%増加している。

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|--------|---------|----------|
| 全企業数 | 287 | 284 | 378 |
| 前年比 | — | (99.0%) | (133.1%) |

④ 協会の退会理由(有効回答：29協会)

「倒産・破産」が最も多く、「廃業」と合わせると全体の約半数を占める。
また、経営不振に伴う退会が全体の約7割となっている。



7. 協会会員企業の自主努力による景況対策

| 協会 | 自主努力による対策 |
|----|---|
| 宮城 | <ul style="list-style-type: none"> ・県が指定したエコ工業団地への立地 ・単価引き下げ ・中間処理物の業態変更(RPF生産) ・バイオ燃料への転換 ・3R新技術研究開発支援事業補助金(県) |
| 山形 | <ul style="list-style-type: none"> ・産廃税活用のリサイクル事業への支援(県からの直接補助) ・産廃税活用のリサイクル事業への支援(県から協会への委託事業)(県認定リサイクル製品の販売拡大への市場調査等) |
| 福島 | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品の活用等 ・バイオ燃料の使用 |
| 山梨 | <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県の不況対策特別融資制度等の情報の把握と会員への資料提供 |
| 新潟 | <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県廃棄物処理施設等整備資金融資制度があり、16年度以降3件の利用があるが、会員の利用状況は不明である。 |
| 石川 | <ul style="list-style-type: none"> ・県単独事業としての「経営安定支援融資制度」のなかで、運転資金の一般枠の別枠として「原油・原材料高騰対策」分が設けられた。 申込期間：平成20年8月1日から平成21年3月31日 |
| 兵庫 | <ul style="list-style-type: none"> ・協会では、会報に年1回、中小企業向けの公的融資制度を紹介している。 |
| 奈良 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別企業ごとに対応しており、当協会として行政への働きかけは特にしていない。 |
| 山口 | <ul style="list-style-type: none"> ・協会では、山口県が推進する各種事業に対し、会員に情報提供し積極的活用を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> ①「山口県認定リサイクル製品」 山口県が、リサイクル製品の利用促進を目的に実施中である。平成17年～19年で、会員17事業所が認定を取得し、製品の拡販に活用している。 ②「やまぐちエコ市場」 山口県が、廃棄物に関する企業間の連携・協力を一層強化し、循環型社会の構築に貢献するを目的に展開中である。会員数社がメンバーとして参加し、ビジネスチャンスとして活動中である。 また、環境管理システム；エコアクション21の取得により、環境経営の推進、企業イメージの向上等による業績の伸長を図っている。 |
| 愛媛 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域分散型環境事業団地構想(協会員有志 平成11年度) ・資源循環技術等研究開発事業(県委託 平成19年度～) |
| 宮崎 | <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェスト、優良品をいち早く導入した会員企業で、ここ数年、業績を伸ばしている事例がある。また、同時に排出者側に適正処理の企業であることをセールスポイントとしている。料金についても極端に値下げをするのではなく、適正に処理するための過程を排出事業者の説明し、処理料金について理解を得ている。 |

平成20年11月7日



緊急保証制度の業種を追加指定します。

10月31日から新たな保証制度である「緊急保証制度」が開始されたところです。今般、本保証制度にソフトウェア業など、73業種を追加指定することとなりました。先の545業種の決定以降、景況の悪化が明らかになった業種について、緊急に追加するものです。

この結果、全体で618業種が対象業種となります。

1. 追加指定業種は、11月14日から本保証制度の対象となります。
2. 対象業種の中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部金融課長 藤木 俊光

担当者：山口、銀澤、福田

電話：03-3501-1511(内線：5271)

原材料価格高騰対応等緊急保証制度の特定業種追加指定について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

指定期間：平成20年11月14日～平成22年3月31日

| | |
|----------------------------------|---|
| 野菜漬物製造業 | 乾物小売業 |
| 製茶業 | 他に分類されない飲食料品小売業 |
| 整毛業 | 外国語会話教授業 |
| スカーフ・マフラー製造業 | 他に分類されない金属製品製造業 |
| ハンカチーフ製造業 | 建設機械・鉱山機械製造業 |
| 毛布製造業 | 化学繊維機械・編組機械製造業 |
| 帆布製品製造業 | 製織機械・編組機械製造業 |
| 繊維製袋製造業 | 染色整理仕上機械製造業 |
| 刺しゅう製造業 | 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業 |
| 他に分類されない繊維製品製造業 | パイプ加工・パイプ附属品加工業 |
| 機械すき和紙製造業 | 玉軸受・ころ軸受製造業 |
| 工業用革製品製造業 | ピストンリング製造業 |
| アルミニウム第2次精錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む。) | 各種機械・同部分品製造修理業 |
| 配管工事用附属品製造業 | 受託開発ソフトウェア業 |
| その他の暖房・調理装置製造業 | パッケージソフトウェア業 |
| 金属製品塗装業 | 情報処理サービス業 |
| 金属彫刻業 | 情報提供サービス業 |
| 電気めっき業 | その他の情報処理・提供サービス業 |
| 金属処理業 | 倉庫業 |
| その他の金属表面処理業 | 冷蔵倉庫業 |
| 繊維原料卸売業 | 港湾運送業 |
| 糸卸売業 | 他に分類されない運輸に附帯するサービス業(添乗サービス、ツアーオペレーター業に限る。) |
| 飲料卸売業 | 生糸・繭卸売業 |
| 茶類卸売業 | 他に分類されない教育、学習支援業(日本語学校に限る。) |
| 塗料卸売業 | 広告制作業 |
| 染料・顔料卸売業 | 旅行業 |
| 油脂・ろう卸売業 | 旅行業者代理業 |
| 鉄スクラップ卸売業 | ボウリング場 |
| 自動車卸売業(二輪自動車を含む。) | 産業廃棄物収集運搬業 |
| 自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く。) | 産業廃棄物処分業 |
| 自動車中古部品卸売業 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 |
| その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの。) | 特別管理産業廃棄物処分業 |
| コンビニエンスストア(食料品を中心とするものに限る。) | 自動車一般整備業(範囲変更) |
| 飲料小売業 | その他の自動車整備業 |
| 茶類小売業 | 広告代理業 |
| 料理品小売業 | 屋外広告業 |
| 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 | 他に分類されない広告業 |

【10月31日以降の対象中小企業者】

※原材料価格高騰対応等緊急保証制度の対象中小企業者

以下のいずれかの要件に当てはまる方が対象となります。

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間(算出困難な場合は直近決算期)の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

計算例：最近3ヶ月の売上総利益率が33%で、前年同期比が35%だった場合

$$\frac{35-33}{35} \times 100 = 5.7\%$$

5.7% ≥ 3% (認定基準クリア)

緊急保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証)の概要

対象

- 指定業種(545業種)に属し、売上減少または転嫁困難について市区町村長の認定を受けた中小企業者

効果

- 2億8千万円(うち無担保8千万円)まで別枠で保証可能
- 責任共有制度の対象外(保証協会が100%保証)

期間

- 10月31日から1年半。この間、約6兆円の利用を想定。

◆対象業種は3ヶ月に1回の見直し。

◆金融審査に当たって中小・小規模企業の経営実態を十分勘案するよう基本方針を提示(中小企業庁→信用保証協会連合会→各保証協会)

例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。

◆信用保証協会や金融機関の対応に不満や疑問があれば、経済産業局等の「緊急相談窓口」で聴取・対応。

業種指定要件(緊急保証制度)

○売上減少業種

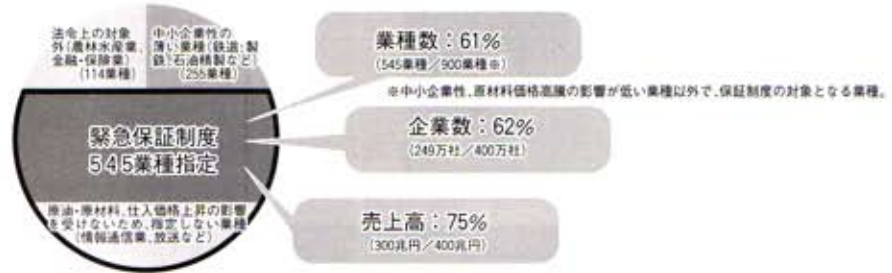
- ・過去3ヶ月平均で前年比▲3%、最近月で▲5%(経済成長率が鈍化していることをふまえ要件緩和、従来は▲5%、▲7%)
 ※直近の名目成長率 ▲3.3%/年

○転嫁困難業種

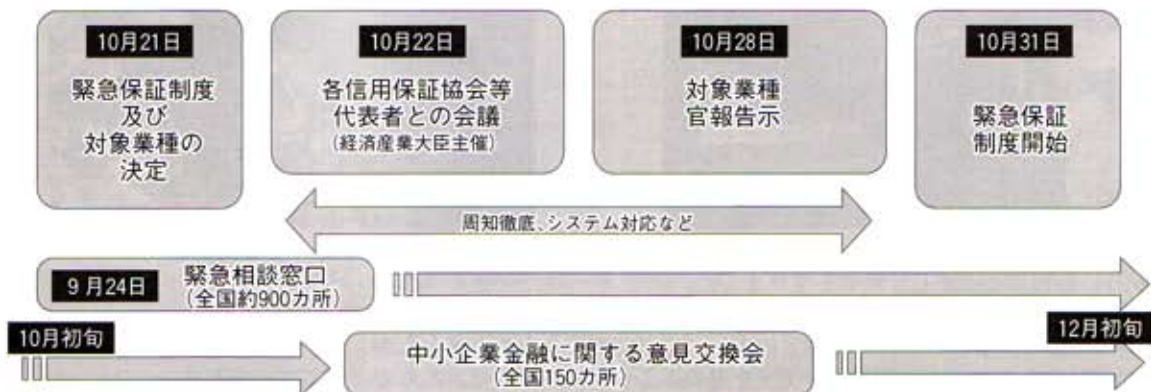
- ・主要原材料が過去3ヶ月平均で前年比+20%、価格転嫁率が60%以下(中小企業の8~9割が60%以下しか転嫁できていない状況をふまえ要件緩和、従来は価格転嫁率0%)
 ※主要原材料：単独で原価の20%超または複数で40%超(要件緩和)
 原油、石油製品に加え、石油化学製品、天然ゴム、銑鉄・鋼材、銅、アルミなど
 金属、紙、木材、米穀・麦・砂糖・酪農製品・魚介類・肉類など食品、プラスチック製容器、缶・瓶など幅広く追加(要件緩和)
- ・主要商品の過去3ヶ月平均の仕入価格が前年比+10%以上、販売価格の上昇率が仕入価格の上昇率の50%以下(新規基準)
 ※主要商品：販売額の50%を超える商品(群)

業種指定の拡大(緊急保証制度)

保証制度の拡充を求める中小企業をほぼ全てカバー



緊急保証制度実施のスケジュール



「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアー ～添乗レポート～

岐阜県飛騨振興局環境課

県では、県民のみなさまに、日常生活と産業廃棄物の密接な関連、適正処理による安全性の確保、不法投棄の問題等、産業廃棄物に対する認識と理解を深めてもらうことを目的として、平成16年度から産業廃棄物の排出から最終処分までの一連の行程を見学していただく体験バスツアーを(社)岐阜県産業環境保全協会との共催で実施しています。

同ツアーは、県内の5圏域ごとに、各振興局が独自にコースを設定し、実施していますが、今回は、昨年8月に実施した飛騨コースについて、ご紹介します。

■ ツアー概要

- ◇開催日 平成20年8月5日(火)
- ◇時間 7:00～18:00
- ◇参加者 58名(大人48名 子供10名)
- ◇見学先及び内容

例年、参加者の応募が少なく苦勞していましたが、今回は、数多くの団体へ呼びかけや各市村の広報誌でPRしていただいたおかげで、過去最多の参加者となりました。

K Y B 金山(株) (排出事業者) (下呂市金山町戸部船野)



県のE工場に登録されている会社における廃棄物の減量化やCO₂の削減、省エネ対策等環境に対する取り組みについて説明を受け、工場から排出される、廃棄物の種類、量、分別保管の方法等について見学しました。

E工場登録制度

県内において廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化への取り組み及び地域の環境保全活動への協力・支援など、県が定める「登録要件」に適合している事業所を“E工場”(岐阜県環境配慮事業所)として登録する制度

(株)マテリアル東海 メタルファクトリー (中間処理) (下呂市御厩野)

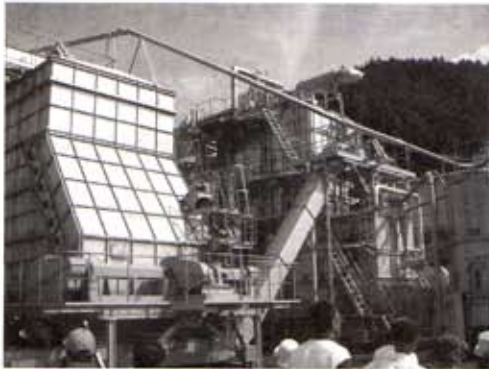


使用済み自動車の解体について、オイルの抜き取り作業から、圧縮までの一連の作業内容を実際に見ながら、行程ごとに詳しく説明を受けました。

見学の途中、暑さのせいで参加者の方(1名)が体調不良となりましたが、(株)マテリアル東海社員の方のご協力のおかげで、無事にツアーを進めることができました。ありがとうございました。

東濃ひのき製品流通協同組合（中間処理）

（加茂郡白川町三川）



最近注目を集めている木くずを燃料として発電する「木質バイオマス発電施設」について、施設の設置に至るまでの経緯や現状、将来展望について説明を受け、施設を見学しました。

本来、コースの最後は最終処分場（多治見市）を見学するところですが、他地域発のツアーに比べ飛騨発のツアーでは遠距離のため、時間的に余裕がないことから、今回は中間処理施設（白川町）の見学とさせていただきます。

■参加者の声

今回のツアー参加者からいただいたご意見、ご感想の一部を紹介します。

- 企業が細かいところまで、気を使い、リサイクルを徹底していることが、印象に残った。
- 会社からでるごみがこんなに細かく分別され、出されていることがわかった。
- K Y B 金山(株)がゴミ一つ落ちていない工場で、環境に配慮した素晴らしい教育の下、事業を行われている事に感心しました。
- K Y B 金山(株)のエコに対する考え方、社員の対応がすごいと思った。
- 木質バイオマス発電は、不要の木くずを資源に変える事で、とても意味のあるもの。投資は大変ですが、必要な施設。ペレットストーブの利用が増えると良いと思いました。
- 企業が環境についても考える事が多くなったので良いと思う。市民も廃棄物の流れを知ることが大切だと思いました。
- 鉄クズにプラスチック、ガラスが混じっていても処理できることに驚いた。
- 産廃の処理には大変な労力とコストがかかることが解りました。また、費用がかかっても仕方がないとも思いました。
- とてもいい勉強になった。今後、家庭で産廃について話題にしたいと思います。
- 産廃に限らず、家庭ごみについても、もっと厳しく分別しなければいけないと思った。
- 子供会や会社内で、リサイクルについてもっと考える機会を作り、3Rを実行すべきだと思います。
- 自分にできることがあれば、小さな事から、こつこつとエコに協力していきたい。
- 大きな企業ばかりでなく、自分たちの家のゴミからしっかり分別していきたい。

岐阜県で適用する最低賃金について

岐阜労働局賃金室

岐阜労働局では、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」及び「航空機・同附属品製造業」で働く基幹労働者に適用される産業別最低賃金を、平成20年12月17日から次のとおり改正しました。

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 | 時間額 767円 |
| 自動車・同附属品製造業 | 時間額 807円 |
| 航空機・同附属品製造業 | 時間額 857円 |

なお・岐阜県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」は、平成20年10月19日から時間額696円に改正されています。

詳しくは、岐阜労働局賃金室(電話：058-245-8104)又は最寄りの労働基準監督署までお尋ね下さい。

●地域別最低賃金

| 最低賃金の件名 | 最低賃金額 | 発効年月日 | 岐阜県最低賃金は、岐阜県内のすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する産業別最低賃金が適用されます。 |
|---------|-------------|----------|--|
| | 時間額 | | |
| 岐阜県最低賃金 | 696円 | 20.10.19 | |

●産業別最低賃金

| 最低賃金の件名 | 最低賃金額 | | 発効年月日 | 産業別最低賃金は、下記の業務に従事する労働者については適用されません。(岐阜県最低賃金が適用されます。) |
|--|-------------|---------------|----------|--|
| | 時間額 | 日額 | | |
| 陶磁器・同関連製品、 耐火物製造業 | 714円 | 5,708円 | 10.12.25 | ※陶磁器・同関連製品製造業にかかる業務のうち、底ふき又は転写による簡単な絵付けの業務に主として従事する者 ※隋いの業務として従事する者 |
| 紡績業 | 700円 | — | 19.12.17 | ※紡績業にかかる業務のうち、手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸継ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検品、糸巻きもどし、その他の補助作業の業務に主として従事する者 ※隋い、湯沸かし、下回り等の雑役の業務に主として従事する者 |
| 電子部品・デバイス・ 電子回路電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 | 767円 | — | 20.12.17 | ※電球・電気照明器具製造業で働く者 ※電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業にかかる業務のうち、手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ※卓上において、手作業により又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械若しくは手工具を用いて行う巻線、組線又は組付の業務に主として従事する者 |
| 自動車・同附属品 製造業 | 807円 | — | 20.12.17 | ※自動車・同附属品製造業にかかる業務のうち、手作業による、選別、包装又はこれに附帯する業務に主として従事する者 ※卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者 |
| 航空機・同附属品 製造業 | 857円 | — | 20.12.17 | ※航空機・同附属品製造業にかかる業務のうち、手作業による、選別、包装又はこれに附帯する業務に主として従事する者 ※卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者 |
| 上記5産業別最低賃金共通の適用除外 (岐阜県最低賃金が適用されます。) | | | | (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者 |

※最低賃金の対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、ボーナス等臨時の賃金、休日・時間外などの割増賃金及び通勤手当(交通費)、家族手当、積蓄手当は対象になりません。

最低賃金制度をよく知って、 必ずチェック 最低賃金！



Q 最低賃金制度とはなんでしょう？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金があります。

Q 最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？

労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



Q 最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①実際に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆手当、通勤手当及び家族手当

Q 最低賃金額以上か以下か、確認する方法はありますか？

実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ①時間給の場合…時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ②日給の場合…日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金(時間額)
- ③月給制の場合…(月給 \times 12カ月) \div 年間の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)



お問い合わせは

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ●岐阜労働局 賃金室 ☎058(245)8104 | ●岐阜労働基準監督署 ☎058(247)2368 |
| ●大垣労働基準監督署 ☎0584(78)5184 | ●高山労働基準監督署 ☎0577(32)1180 |
| ●多治見労働基準監督署 ☎0572(22)6381 | ●関労働基準監督署 ☎0575(22)3251 |
| ●恵那労働基準監督署 ☎0573(26)2175 | ●岐阜八幡労働基準監督署 ☎0575(65)2101 |

〈社岐阜県産業環境保全協会〉

○高井信夫理事が環境大臣表彰を受賞



当協会の高井信夫理事
(タカイ商事(株) 代表取締役
社長)が、平成20年度循環
型社会形成推進功労者(産
業廃棄物関係事業功労者)

として、平成20年11月12日(木)に宮城県仙台市で開催された「第7回産業廃棄物と環境を考える全国大会」の場で、栄えある環境大臣表彰を受賞されました。

当協会は、平成20年度第3回理事会において記念品を贈り、そのご栄誉をお祝いしました。

○理事会の開催

平成20年度第3回理事会が、平成20年11月28日(金)に岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において開催されました。

この理事会では、次の議案が審議され、いずれの議案も全会一致で原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成20年度予算の予備費充用

第2号議案 理事の辞任

第3号議案 新規加入会員の承認

また、報告事項として、次のことが説明されました。

(1) 会議報告

会議への出席者が、次の会議の審議内容等を説明

- ・第7回産業廃棄物と環境を考える全国大会

(2) 委員会報告

各委員会の委員長又は副委員長が、事業の実施結果を報告するとともに、今後

の予定事業について説明。また、広報編集委員会の副委員長が、平成20年10月28日(火)に開催された第3回委員会の審議結果を報告

(3) 青年部会報告

石原青年部会長が、最近の青年部会活動状況を報告

(4) その他

高木専務理事が、産業廃棄物対策基金の運用状況、平成20年度優良会員等理事長表彰の候補者推薦及び今後の会議開催日程等について説明

理事会の終了後、正木県廃棄物対策課長に、岐阜県の産業廃棄物処理施設設置に係る手続の適正化及び合意形成に関する条例(仮称)の骨子案と、国の廃棄物処理制度専門委員会が作成した「廃棄物政策に関する10年間の動き」(これまでの取組・状況について)を説明して頂きました。



第3回理事会

○委員会の開催

平成20年10月28日(火)に、本年度3回目となる広報編集委員会が、岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において開催され、協会報「ぎふ環境保全」第77号の編集方針等について審議されました。

○産業廃棄物関係法令等研修会の開催

平成20年11月27日(木)に、岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、会員148名の参加を得て、産業廃棄物関係法令及び労働安全衛生事業の研修会を開催しました。

なお、研修内容は次のとおりです。

- 廃棄物処理法について
講師：岐阜県廃棄物対策課
伊藤 明 主任技師
- 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントについて
講師：当協会安全衛生促進委員
齊藤 重樹 (寿和工業㈱専務取締役)



研修会には148名が参加



災害廃棄物処理等に関する研修会で開会挨拶をする当協会坂理事長



「岐阜県の防災対策について」講演する大中県防災課長

○災害廃棄物処理等に関する研修会の開催

平成20年12月4日(木)に、岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、会員81名の参加を得て、災害廃棄物処理等に関する研修会を開催しました。

なお、研修内容は次のとおりです。

- (1) 開会挨拶 当協会 坂理事長
- (2) 講演「岐阜県の防災対策について」
講師：岐阜県防災課長 大中 隆則氏
- (3) 「災害廃棄物処理等復旧活動支援体制等について」
説明：当協会 高木専務理事

〈社全国産業廃棄物連合会〉

○第7回産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催

平成20年11月12日(木)に、宮城県仙台市内の「ホテルメトロポリタン仙台」において、「第7回産業廃棄物と環境を考える全国大会」(主催：(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(財)産業廃棄物処理事業振興財団)が開催されました。

大会の冒頭で「環境大臣表彰式典」が行われ、当協会理事の高井信夫氏が環境大臣表彰を受賞されました。

続いて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長の谷津 龍太郎氏の「産業廃棄物行政の現状と課題」と題しての基調講演があり、その後、「循環型社会形成のためのアプローチ」をテーマに、パネル討論会が行われました。

今回の全国大会は、宮城県を舞台に、行政担当者、事業者、学識経験者、市民などの各界の皆様と一緒に、循環型社会の形成等について考えてみたいという主旨で行われました。

なお、パネル討論会のコーディネーターとパネリストは、次の方々です。

・パネル討論会

コーディネーター

猪股 宏(東北大学 教授)

パネリスト

坂川 勉(環境省 産業廃棄物課長)

安齋 文雄(宮城県環境生活部次長)

加藤 公樹(東北電力(株)環境部長)

佐藤 佑(社宮城県産業廃棄物協会会長)

産業廃棄物処理関係講習会の受講結果

平成20年度講習会のうち、11月6日(木)、11月7日(金)に開催された産業廃棄物処理関係講習会の受講結果は、次のとおりです。

・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

| 開催日 | 定員 | 申込者数 | 受講者数 |
|-------|------|------|------|
| 11月6日 | 120人 | 81人 | 81人 |

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)

・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(更新)

| 開催日 | 定員 | 申込者数 | 受講者数 |
|-------|------|------|------|
| 11月7日 | 120人 | 126人 | 122人 |

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)



新規加入会員の紹介

平成20年11月28日に開催された第3回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

| 会 員 名 代 表 者 名 | 住 電 話 番 所 号 | 業 の 区 分 | 備 考 |
|------------------------------|--|----------------|-----|
| 株式会社 タナカ技建 代表取締役 田中慶蔵 | 〒506-2134 高山市丹生川町桐山800-2 ☎0577-78-1297 | 収集運搬業 | |
| 中部リサイクル資材株式会社 代表取締役 垣内慎太郎 | 〒506-0802 高山市松之木町2064 ☎0577-34-3196 | 収集運搬業 中間処理業 | |
| 有限会社 中澤クリーン社 代表取締役 中澤克幸 | 〒509-2508 下呂市萩原町尾崎693 ☎0576-55-0487 | 収集運搬業 | |
| 有限会社 ナカタツ環境 代表取締役 中村龍雄 | 〒501-0614 揖斐郡揖斐川町長良213-1 ☎0585-22-5981 | 収集運搬業 中間処理業 | |
| 有限会社 堀川組 代表取締役 堀川伸一 | 〒506-0047 高山市八日町853-1 ☎0577-33-4043 | 収集運搬業 | |
| 株式会社 益建リバーズ 代表取締役 熊崎孔平 | 〒509-2506 下呂市萩原町羽根2583-3 ☎0576-52-1165 | 中間処理業 | |

(参考) 会員の状況

| 会員区分 | 8月6日現在 | 入 会 数 | 退 会 数 | 11月28日現在 | 増 減 |
|-------|--------|-------|-------|----------|-----|
| 正 会 員 | 365 | 6 | 5 | 366 | 1 |
| 賛助会員 | 98 | 0 | 0 | 98 | 0 |
| 特別会員 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 合 計 | 465 | 6 | 5 | 466 | 1 |

変更届について (お願い)

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いいたします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いいたします。

〔連絡先〕 〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 (岐阜県水産会館内)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

○ 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。

○ 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。

許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)

○ 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

＜協会への入会のおすすめ＞

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がおりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。
 - 銀行（十六・大垣共立・岐阜）
 - 信用金庫（岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山）
 - 信用組合（岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師）
 - 農業協同組合（岐阜県内のすべての農業協同組合）
 - 労働金庫（東海労働金庫）
 - ゆうちょ銀行（全国のゆうちょ銀行）
- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

| 期 | 第1・四半期 | 第2・四半期 | 第3・四半期 | 第4・四半期 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 月 日 | 4月27日 | 7月27日 | 10月27日 | 1月27日 |
| 金 額 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 |

・賛助会員

| | |
|-------|---------|
| 4月27日 | 30,000円 |
|-------|---------|

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

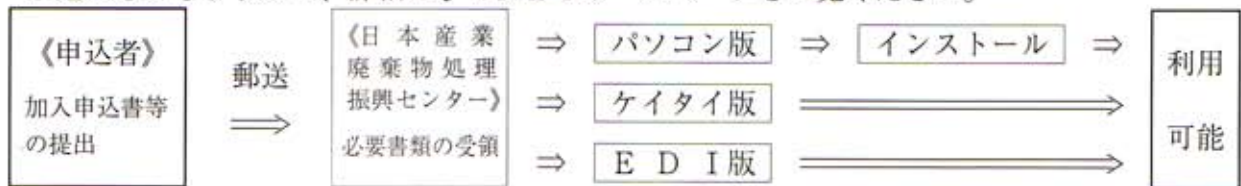
☎ 058 (272) 9293 (担当：小野)

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために —

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙はJWNETホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されてきます。なお、インターネット(Web)での申し込みもできますので、詳細はJWNETホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- 収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- 処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

○ 利用料金

【排出事業者】

| 料金区分 | A 料 金 (多量排出事業者向け) | B 料 金 (少量排出事業者向け) | 少量排出事業者 団体加入料金 |
|----------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 加入料(加入時のみ) | 5,000円(税抜き) | 3,000円(税抜き) | 3,000円(税抜き) |
| 基本料(年 額) | 25,000円(税抜き) | 40件まで 2,000円(税抜き) | 不 要 |
| 使用料(登録情報1件につき) | 10円(税抜き) | 41件から 60円(税抜き) | 60円(税抜き) |

【処理業者】

| 料金区分 | 収集運搬業者 | 処 分 業 者 | | |
|----------------|--------------|----------------|------------------|-------------------|
| | | 処分報告機能 のみ利用 | 処分報告機能+2次登録機能の利用 | |
| | | | A 料金 | B 料金 |
| 加入料(加入時のみ) | 5,000円(税抜き) | 5,000円(税抜き) | 5,000円(税抜き) | 5,000円(税抜き) |
| 基本料(年 額) | 12,500円(税抜き) | 12,500円(税抜き) | 25,000円(税抜き) | 40件まで12,500円(税抜き) |
| 使用料(登録情報1件につき) | — | — | 10円(税抜き) | 41件から 60円(税抜き) |

○ 問い合わせ先

- (社)岐阜県産業環境保全協会
 〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館1階
 TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764
- (財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター(サポートセンター)
 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階
 TEL 03-5811-8296 FAX 03-5811-8277
 ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/> Eメールアドレス info@jwnet.or.jp

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」に、ご記入いただきます。）
- 発送により購入する。（FAXによる注文）

発送を希望される方へのご案内

- 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
 - 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
 - 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。
- ☆ 産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058 (272) 9293

FAX 058 (272) 6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

| 管理票（マニフェスト）の区分 | 種類 | 単価(円) | 数量 |
|---------------------------------------|-----|--------|-----|
| 産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行 | 単票 | 2,500 | 箱 |
| | 連続票 | 12,500 | ケース |
| 産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行 | 単票 | 2,500 | 箱 |
| | 連続票 | 12,500 | ケース |
| 建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行 | 単票 | 2,500 | 箱 |
| | 連続票 | 12,500 | ケース |

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」 | A 5 版 54ページ 1冊 110円(実費) | 冊 |
| 建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」 | A 4 版 34ページ 1冊 170円(実費) | 冊 |

平成 年 月 日

〒 _____

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 _____ (印)

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

*事務局記入欄

| | |
|----------|-------------|
| 支払 方法 | 振込 No _____ |
| | 現金 _____ |
| | 整 理 _____ |

委員長 野村 清 晴
副委員長 山口 繁
委員 天池 孝 一 大野 安 一 金森 茂
兼 松 誠 吾 川 合 清 和 野々村 清

編 集 後 記

謹んで初春のおよろこびを申し上げます。本年も本誌ご愛読の程よろしくお願い申し上げます。さて、昨年最大の話題は、なんと言ってもアメリカ金融市場から始まった金融危機による世界的不況であろう。あたかも1929年10月24日のアメリカ・ニューヨーク株式市場において前例のない大暴落から世界恐慌へと突き進んだ「暗黒の木曜日」の再来かと恐れられた。その世界恐慌が遠因となって第二次世界大戦へとなったことは世の多くのひとが知るところであり、その教訓を生かして今回の金融危機に際しては、急速世界主要国のリーダーが一堂に会して、その対策を協議した。しかし、なんと言っても頼りにするアメリカが不況では各国も手の打ちようがない、というのが実情のようでは情けない話である。

情けないと言えば、日本の政治である。最大の関心事が、選挙をするかしないか、で経済対策も属する政党に、有利か不利か、の判断基準で小田原会議の様相である。非常時にはいかなる対策も緊急に実施されてこそ効果があるのではないかと思うのであるが。

緊急事態にあるわが国の最高責任者である麻生総理が、昨年面白い発言をして話題となりました。「私は健康のために、運動をしている。何もしていない人が病気になってその人の医療費を自分が負担しなければならぬのは不合理である。」要約するとこんな意味の発言ではなかったでしょうか。

私の周辺でも、健康のためにプールへ行ったり、金華山へ登ったり、ヨーガや太極拳に励んでいる人は多い。いずれも健康でいたいからである。しかし、医者にかからないかという話は別である。人間生身の身体であるから。

新年から暗い話で恐縮ですが、経済不況であろうが、健康であろうが、要は、自分自身の努力と才能によって解決していかなければならない、と自覚すべきであろう。他者を頼り勝利はない、今年はその年ではないだろうか。各位のご繁栄を切に祈念申し上げる次第であります。

[言葉の宝石]

[中正円転] (日本健康太極拳協会稽古要諦から)

背骨はまっすぐに、動きはまろやかに、というのが文字の意味である。危難が迫ると誰でも動揺し、無駄な抵抗でエネルギーを失うものである。その真髄は、本質を失わず決して無理をするな、自然に逆らうな、ということである。

記 Y.O

平成21年1月15日発行 第77号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂 志 郎

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

とし わ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

電子マニフェスト導入研修会のご案内

日本産業廃棄物処理振興センター

電子マニフェストシステムについて、導入研修会を開催いたします。
研修会では、電子マニフェストのメリットや特徴、具体的な運用方法について説明します。

参加対象者

排出事業者、産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)のマニフェスト業務の実務担当者等

導入研修会内容

1. 仕組みと運用
2. 運用事例紹介
3. 加入手続きとシステム操作
4. 行政報告システム
5. 質疑応答

参加費 無料

申込み方法

開催場所の産業廃棄物協会の担当窓口にお問い合わせください。
なお、申込み受付は、定員になり次第締め切らせていただきます。

受付開始時間

午前開催 9:00
午後開催 13:00

東 海(抜すい)

| 県 | 開催日 | 時間 | 定員 | 会場 | 参加申込み先/電話 |
|-----|------------------|-------------|-----|---------------------|------------------------------------|
| 岐阜県 | 平成21年 2月4日(水) | 9:45~12:00 | 120 | ウェルサンピア岐阜 乗鞍の間 | (社)岐阜県産業 環境保全協会 058-272-9293 |
| | | 13:45~16:00 | 120 | | |
| 三重県 | 平成21年 2月5日(木) | 13:45~16:00 | 150 | 三重県総合文化センター 大研修室 | (社)三重県産業 廃棄物協会 059-351-8488 |

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「**集団扱**」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 岡田 TEL <058>253-9822

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社

ハツリ
キムラ
研木村

■本社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県解体・建廃事業協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会